

新居浜市の消費者行政

令和6年度

新居浜市市民環境部男女参画・市民相談課
消費生活センター



目 次

【Ⅰ】新居浜市の概要	1
【Ⅱ】消費者行政の概要	1
【Ⅲ】事業と予算	1
【Ⅳ】事業内容	
1 消費者保護・消費者の自立支援と相談の充実	
〔1〕新居浜市消費生活モニター制度	2
〔2〕自立する消費者学習講座	4
〔3〕消費者のつどい	7
〔4〕みんなの消費生活展	10
〔5〕食の安全セミナー	12
〔6〕物価調査	13
〔7〕立入検査	16
〔8〕消費生活相談	18
〔9〕出前講座	24
2 情報の収集と資料の提供	25
〔1〕市政だより掲載	
〔2〕啓発資料の配布	
〔3〕ホームページによる啓発	
〔4〕PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）の活用	
3 消費者団体の育成	
〔1〕新居浜市消費生活改善推進協議会	25
〔2〕消費者グループ団体への支援	25
〔3〕新居浜市消費者安全確保地域協議会	25
4 適正な計量の実施	
（1）計量行政の沿革	26
（2）事業内容	26
① 定期検査	26
② 立入検査	28
③ 普及・啓発	29
④ 関係資料	30
【Ⅴ】参考資料	
1 令和6年度市政だより掲載（No.100～No.104）	33
2 新居浜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	36
3 新居浜市消費生活モニター設置要綱	37
4 新居浜市消費生活改善推進協議会要領	38
5 自立する消費者学習講座開設要綱	40
6 新居浜市消費者安全確保地域協議会設置要綱	41
7 消費者の権利	43
8 新居浜市消費者行政活性化基本方針	44
9 新居浜市の消費生活	48

【Ⅰ】新居浜市の概要

1 市政施行	昭和12年11月3日
2 面積	234.47km ²
3 人口	112,017人 (令和7年3月末現在)
4 世帯数	57,412世帯 (〃)

【Ⅱ】消費者行政の概要

1 沿革	
昭和47年4月	経済部労働生活課消費生活係を新設
昭和63年4月	市民生活部市民相談課消費生活係に改組
平成7年4月	市民生活部広報相談課消費生活係に改組
平成10年4月	産業振興部商工観光課労働消費係に改組
平成15年4月	市民部広報相談課広聴相談係に改組
平成22年4月	市民部市民活動推進課消費生活センターに改組
平成27年4月	市民部地域コミュニティ課消費生活センターに改組
令和2年4月	市民環境部地域コミュニティ課消費生活センターに改組
令和4年4月	市民環境部男女参画・市民相談課消費生活センターに改組
2 機構	
市民環境部 ― 男女参画・市民相談課 ― 消費生活センター (消費生活事務・計量事務を含む)	

【Ⅲ】事業と予算

(単位:千円)			
施策名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消費生活改善対策費	9,527	6,350	6,842
消費生活モニター費	64	33	—
計量普及推進費	506	349	355
特殊詐欺対策電話機等設置支援事業費	255	357	—
合計	10,352	7,089	7,197

令和6年度から消費生活モニター事業は消費生活改善対策費に含む。

【Ⅳ】事業内容

1 消費者保護・消費者の自立支援と相談の充実

〔1〕新居浜市消費生活モニター制度

消費生活の安定と向上を図るため、消費者から直接意見を聴取し、要望・苦情等の情報を把握して市民生活に直結した消費者保護行政を推進するため、消費生活モニター制度を昭和47年より実施している。

令和6年度の主なモニター活動

- 1 意見・要望・情報の提供
- 2 研修会・懇談会・その他諸活動への参加
 - (1) 消費生活モニター会議による学習会
 - (2) 一日計量巡視・商品量目検査（11月・モニター6名）
- 3 物価調査の実施（隔月）



消費生活センター出前講座



環境学習講座



新居浜市西部学校給食センター見学



一日計量巡視・商品量目検査

令和6年度新居浜市消費生活モニター会議実施内容

月 日	会議課題	会議内容	講 師 等
4/22(月)	委嘱式	令和6年度消費生活モニター委嘱式 消費生活モニター、物価調査の説明	消費生活センター
6/25(火)	消費生活センター 出前講座	「私たちのまわりの消費者トラブル」	消費生活相談員
7/28(日)	市民一斉清掃	第38回市民一斉清掃	清掃活動
8/11(日)	新居浜市地球高温化対策 地域協議会環境学習講座	講座「ファッションの視点から考える 暮らしと地球温暖化のつながり」	新居浜市生涯学習センターSDG s 講座講師
11/29(金)	一日計量巡視・量目検査	計量検査	新居浜市計量協会
1/24(金)	新居浜市西部学校給食セ ンター見学	施設見学	学校給食課
3/21(金)	修了式	活動報告 消費者行政への意見及び提言	消費生活センター

〔2〕 自立する消費者学習講座

消費に関する基本的な知識の習得や消費者被害を回避する行動、被害を解決する実践的な判断能力を身につけるため、自らがテーマをもって学習講座を開設し、自立・主体性をもった消費者の育成を図る。

また持続可能な社会の実現に向けて、自らの消費行動が社会や環境に与える影響を考え、社会へ寄与する消費生活を実践できるように消費者社会の形成をめざす。

過去の「自立する消費者学習講座」一覧表

年月日	場所	内容
平成14年 6月27日	新居浜保健所 大会議室	テーマ 「環境とエネルギー」 講師 四国電力(株) 新居浜支店 古茂田俊章 参加者 83名
平成14年 7月23日	ふれあいプラザ 第一研修室	テーマ 「大丈夫?あなたの食卓は」 ～安全な食べ物選びのチェックポイント～ 講師 大阪府食生活改善推進協議会 名誉会長 田畑卿子 参加者 49名
平成14年 8月 7日	ウイメンズプラザ 視聴覚室	テーマ 「電気製品の安全な使い方」 講師 (財)家電製品協会「四国CR会」 谷本大作 参加者 24名
平成14年10月 1日	文セン視聴覚室	テーマ 「法律を学ぶ～家庭の中の法律問題～」 講師 弁護士・野口頼夫 参加者 39名
平成15年 6月26日	ウイメンズプラザ	テーマ 「食べ物…今どきの問題点から」 講師 (独)農林水産消費技術センター 出謝幸子 参加者 37名
平成15年 7月29日	文セン別館	テーマ 「悪質商法の手口・解決策」 講師 新居浜市消費生活相談員 田上知恵 参加者 42名
平成15年 8月19日	ウイメンズプラザ	テーマ 「有機農産物と地産地消」 講師 NPO法人愛媛有機農業研究会 安井孝 参加者 37名
平成15年 8月26日	新居浜保健所	テーマ 「今なぜ省エネルギーなのか」 ～身近なエネルギーの実践について～ 講師 (財)省エネルギーセンター四国支部 事務局長 北條夏子 参加者 91名
平成16年 7月13日	文セン別館	テーマ 「暮らしの中の税金」 講師 税理士・曾我僚一 参加者 48名

平成16年10月 1日	ウイメンズプラザ	テーマ 「きらきら輝いて生きるために」 講師 文部省認定1級インストラクター 長岡料理学園 園長 長岡一枝 参加者 30名
平成17年 2月10日	ウイメンズプラザ	テーマ 「海を守る女性たち～遊子の海から～」 講師 宇和海に緑をひろげ環境を守る会 代表 古谷和夫 参加者 31名
平成17年 6月21日	文セン視聴覚室	テーマ 「悪質商法に遭わないために」 講師 新居浜市消費生活相談員 田上知恵 参加者 43名
平成17年 8月18日	ウイメンズプラザ	テーマ 「LPガスについて知識を深めよう」 講師 LPガス振興センター広報室長 岩根賢太郎 参加者 40名
平成18年 3月 7日	ウイメンズプラザ	テーマ 「よくわかる食品の表示」 講師 中四国農政局愛媛農政事務所 職員 参加者 24名
平成18年 7月20日	ウイメンズプラザ	テーマ 「農薬のあれこれ」 講師 中四国農政局愛媛農政事務所 職員 参加者 29名
平成19年12月11日	文セン本館	テーマ 「生命保険との上手な関わり方」 講師 愛媛県金融広報アドバイザー 二宮しおり 参加者 50名
平成20年 3月15日	ウイメンズプラザ	テーマ 「地球温暖化防止～私たちは何をすべきか～」 講師 非営利活動法人環境市民 代表理事 杵本育生 参加者 35名
平成22年 2月22日	新居浜市役所 大会議室	テーマ 「省エネと省資源」 講師 にいはま環境市民会議 会長 眞鍋 昌裕 参加者 32名
平成24年 8月22日	ウイメンズプラザ	テーマ「放射能と化学物質と環境～今こそ石鹸の出番です～」 講師 太陽油脂株式会社 特別顧問 長谷川治 参加者 33名
平成25年11月 7日	ウイメンズプラザ	テーマ「人生の終末に備えて～心を繋ぐエンディングノート」 講師 新居浜公証役場 公証人 北野 節夫 参加者 23名
平成26年9月17日	ウイメンズプラザ	テーマ「石けんと合成洗剤の違い」 講師 消費生活コンサルタント 河野明美 参加者 25名
平成27年3月5日	文セン別館 第6中会議室	ふくしまの今を語る人「福島県で農業を営む現実」 講師 南会津土っ子田島ファーム 湯田浩和 参加者 80名

平成27年9月15日	ウイメンズプラザ	テーマ「成年後見人制度で安心な老後を！」 講師 司法書士・金融広報アドバイザー 木原道雄 参加者 30名
平成28年10月14日	ウイメンズプラザ	テーマ「食品の安全とリスク」 講師 中国四国農政局職員 参加者 30名
平成29年10月20日	ウイメンズプラザ	テーマ「医療保険と介護保険」 講師 (公財) 生命保険文化センター 参加者 25名
平成30年11月13日	ウイメンズプラザ	テーマ「日用品や化粧品の安全性」 講師 養命研究所薬剤師 参加者 13名
令和 元年 9月20日	総合福祉センター	テーマ「将来に備えたライフプラン」 講師 日本証券業協会 参加者 14名

令和元年度より「自立する消費者学習講座」から「消費者学習講座」へ名称変更

令和2年度以降新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止・令和6年9月30日要綱廃止

[3] 消費者のつどい

消費者を取り巻く環境は、大変豊かになったが、その反面、大量生産・大量消費・大量廃棄による様々な地球環境規模での環境破壊、急速に進む高齢化問題、複雑かつ巧妙化する消費者被害など、様々な問題が山積しており、情報が氾濫する今日、消費者自身が必要な情報を取捨選択することが非常に困難な情勢となっている。

このような環境の中、消費生活の安定と向上を図り、消費者自身がより賢い消費者となり、自発的で合理的な消費行動をするための一助を目的として『消費者のつどい』を実施した。

概要

昭和48年より全市民を対象に消費者保護に関する普及啓発事業の実施により、健全な消費生活の推進と高揚を図るため、主に消費者月間（※）を中心に「消費者のつどい」として年に1～2回開催。昭和55年度より新居浜市消費生活改善推進協議会（昭和55年8月1日設置）と新居浜市が主催となった。平成6年までは毎年開催だったが、その後隔年開催となり、昭和48年から平成28年まで開催した。

※消費者月間

1978年に消費者保護基本法の制定（昭和43年5月30日公布・施行）10周年を記念し、消費者保護会議が同法の公布・施行日である5月30日を「消費者の日」と定めた。

この日には、消費者問題への認識を深め、消費者行政の推進を図るための行事が行われる。また、1988年（「消費者の日」を定めた10年目）に5月を消費者月間とした。

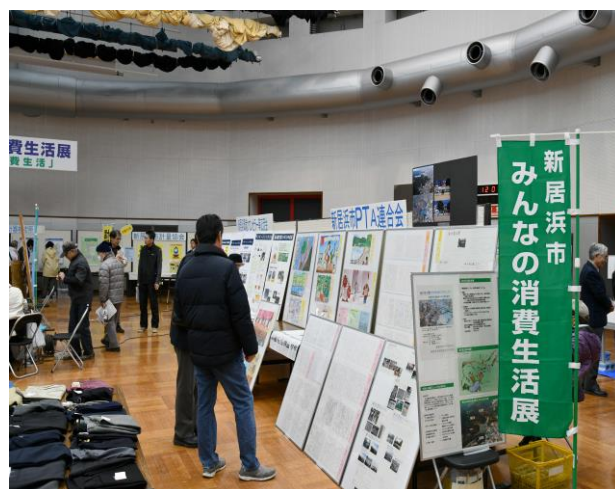
過去の「消費者のつどい」一覧表

開催年月日	テ ー マ	講 師
昭和 48 年 12 月 22 日	『物価問題を考える』	愛媛大学 星島一夫
昭和 49 年 12 月 11 日	『物価問題を考える』	大阪市立大学 柴田悦子
昭和 50 年 7 月 14 日	『化粧品公害と中性洗剤』	勝浦巴之助
昭和 51 年 12 月 9 日	『農業問題を考える』	奈良県医師 深瀬義亮
昭和 52 年 11 月 25 日	『合成洗剤を考える』	三重大学 三上美樹
昭和 54 年 5 月 18 日	『くらしの汚染と食生活を考える』	東京医科歯科大学 柳原文徳
昭和 55 年 5 月 10 日	『食生活を考える』	公立菊地養生園 竹熊宣
昭和 56 年 5 月 17 日	『危ない食物と望ましい食物』	日本消費者連盟・内科医 浅野晴義
昭和 56 年 7 月 24 日	『くらしと商品を考える』	生活評論家 宮本豊子
昭和 57 年 5 月 25 日	『子供の健康と食べ物』	聖心女子大学 里美宏
昭和 58 年 2 月 26 日	『環境問題を考える』	鳥羽水産庁 石川貞二
昭和 58 年 6 月 30 日	『有害物質から命を守る』	同志社大学 西岡一
昭和 59 年 2 月 7 日	『奇形ザルを考える』	淡路島モンキーセンター 中橋実
昭和 59 年 5 月 30 日	『クレジット時代と消費者』	全国消費生活相談員協会
昭和 60 年 2 月 25 日	『いのちと有害物質のかかわり』	DNA問題研究会 世古一穂
昭和 60 年 5 月 30 日	『情報化社会と消費者』	消費経済新聞主幹 吉田征政
昭和 61 年 5 月 30 日	『さかなと健康』	(社)大日本水産会 木村宗司
昭和 62 年 5 月 30 日	『すまいと家族』	愛媛大学 曲田清維
昭和 63 年 5 月 30 日	『私たちはおこりすぎてないか』	生活評論課 丸野豊子
平成元年 5 月 19 日	『税制改革のポイントと消費税の仕組み』 『輸出入の取引について』 『消費税の転嫁と独占禁止法』	新居浜税務署 上原正之 新居浜税関 三住拓三 西条地方局 加藤友久
平成 2 年 5 月 22 日	ひと味ちがうくらし消費『商品を買う前に ちょっと考えよう』	愛媛銀行経営相談所長 前田実
平成 3 年 5 月 23 日	『消費者問題アラカルト～あなたをねらうあの手この手～』	(社)全国消費生活相談員協会 会理事 田坂圭子
平成 4 年 5 月 6 日	『節約の価値と贅沢の意見』	NHK報道局キャスター 宮本潤子
平成 5 年 6 月 11 日	『今、消費者の時代』	フリーライター 松田宣子

平成 6 年 5 月 31 日	『地球環境を考え、くらしを見直す』	国民生活センター理事 青山三千子
平成 8 年 10 月 23 日	『女が変わる、生活が変わる、商品が変わる ～新価値発見の時代～』	兵庫県立生活科学センター 所長宮本豊子
平成 10 年 5 月 27 日	『ともに学び、考え、行動する消費者』	前愛媛県生活センター所長 加藤郁子
平成 12 年 5 月 28 日	『遺伝子組み換え食品など食品の安全性 と食生活』	中国四国農政局生産流通部 次長 鈴木一郎
平成 12 年 11 月 8 日	基調講演『人生山あり谷あり』 パネディスカッション 『生活の再発見を目指して』	明田川紗英 (露の五郎婦人) パネリスト
平成 14 年 9 月 25 日	『ストップ・ザ・悪質商法』 『悪質商法 ～最近の相談事例から～』	愛媛県生活センター 所長 湯浅登美子 相談員 重川早百合
平成 16 年 9 月 10 日	『悪質商法のあれこれ 事例と対処法』	(社)全国消費生活相談協 会関西支部長 大橋悦子
平成 19 年 3 月 2 日	『人と環境にやさしい石けんライフ』 ～石けんをとおして環境問題を考えましょう～	洗剤・環境科学研究会 評議員 長谷川治
平成 21 年 2 月 27 日	消費者が主役 ～考えよう消費者問題「くらしのご用心 あんな手口 こんな手口」～	NPO 法人えひめ消費者ネット 理事長 塩見修身 副理事長 重川早由利 副理事長 河野由紀 理事 福嶋早苗 監事 越久田洋一 遠山利恵子 (オブザーバーとして参加)
平成 23 年 1 月 21 日	みんなで取り組むまちづくり ～上勝町の挑戦～	NPO 法人ゼロ・ウェイ ストアカデミー事務局長 藤井園苗
平成 24 年 11 月 2 日	食品と放射能について今考えよう 第 1 部 「生活の中の放射線」 第 2 部 「食品と放射能 Q&A」	新居浜工業高等専門学校電子 制御工学科 白井みゆき 消費者庁消費者安全課 企画官 金田直樹
平成 26 年 12 月 12 日	「我が国の食品ロス削減と フードバンク活動の展開」	特定非営利活動法人 e ワーク愛媛 理事長 難波江任
平成 28 年 12 月 9 日	「心豊かに生きる～人生の生活設計～」	元双海町教育長・金融広報ア ドバイザー 若松進一

[4] みんなの消費生活展

「豊かで快適な暮らしとふれあいあふれるまちづくり」を目指して、日常生活に関する知識を普及し、消費者の自立と主体的責任ある消費者行動を促すとともに、消費生活の安定と向上を図るために、昭和48年度から平成29年度まで開催した。



過去の「みんなの消費生活展」一覧表

回	年度	テ ー マ	場 所	開催時期
1	S48	くらしの中の汚染を考える	福祉会館	3/3～7
2	S50	直そうくらしの中の汚染	大 丸	3/1～6
3	S52	なくしようくらしの中の汚染	ニチイ	3/3～8
4	S54	見直そう今日の生活考えよう明日への生活	ダイエー	3/6～11
5	S56	くらしの工夫 明日へのくらし	ニチイ	3/3～7
6	S58	見直そうこれからのくらし	ニチイ	3/7～11
7	S60	もう一度見直そう あなたのくらし	ニチイ	3/3～7
8	S62	考えよう快適なくらし	ニチイ	11/27～30

9	H元	確かな情報 豊かなくらし	ニチイ	2/16~18
10	H3	人にやさしく 地球にやさしく そしてあなたは今	ニチイ	2/21~23
11	H5	地球にやさしいくらしわたしたちにできること	フ ジ	2/18~20
12	H7	地球にやさしいくらし家庭でできる一工夫	フ ジ	2/16~18
13	H9	自然と共生 21世紀に伝えること	銅夢にいほま	11/29~30
14	H11	地球があぶない 変えよう くらし わたしから	銅夢にいほま	11/27~28
15	H13	新世紀未来へつなぐ賢いくらし ～今すぐ始めよう 私たちにできること～	銅夢にいほま	11/24~25
16	H15	かしこいくらしで、地球を元気に！！ ～みんなで実践 減量(リデュース)・ 再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)～	イオン新居浜	1/24~25
17	H17	「モッタイナイ」から始めよう ～今、私たちにできること～	イオン新居浜	1/28~29
18	H19	地球温暖化と私たちのくらし ～めざそう 自然と人間の調和(ハーモニー)～	銅夢にいほま	3/8~9
19	H21	自然と共に生きよう ～今から ここから 自分から～	銅夢にいほま	1/30~31
20	H23	笑顔でつくる未来・絆 ～地球にやさしいエコ生活～	ウイメンズプラザ	1/21~22
21	H25	安全安心そして楽しい生活展 ～賢い消費者になろう～	銅夢にいほま	1/18
22	H27	みんなで創ろう住み良いまち ～あなたは何から始めますか～	銅夢にいほま	1/16
23	H29	環境にやさしい消費生活	銅夢にいほま	1/13

【5】食の安全セミナー

食の安全や食品表示等に関する正しい知識と理解深めるため、食の安全・安心をテーマにしたセミナーを平成22年度より3年間実施した。

【食の安全セミナーの実施内容】

実 施 日	テ ー マ	講 師
平成22年11月18日	地産地消と食の安全	NPO 法人愛媛県有機農業研究会理事 安井 孝
平成23年 2月24日	食品表示 ～いろいろな表示をチェックして商品を見る目を高めよう～	消費生活コンサルタント 河野 明美
平成24年 2月29日	食生活の移り変わり与健康被害	元栄養教諭（管理栄養士） ジュニア野菜ソムリエ 玉井 輝美
平成25年 1月11日	食育と食の危機管理	共同組合新居浜給食センター 工場長 横山 周平

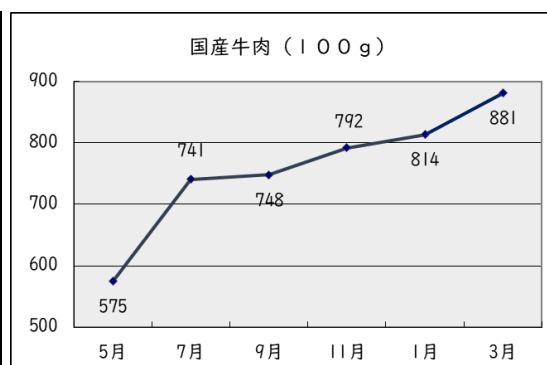
【6】物価調査

調 査 員 : 新居浜市消費生活モニター
 調 査 目 的 : 生活必需品8品目の小売価格（よく売られている値段）を継続して調査することにより、消費生活の安定と向上を図る。
 調 査 店 舗 : 市内の小売店 4店舗
 ガソリン取扱店 4店舗
 調査回数及び調査日 : 隔月、原則として1日～5日に実施。
 （5月は7日～13日、1月は4日～10日に実施）

令和6年度 品目別物価の動き

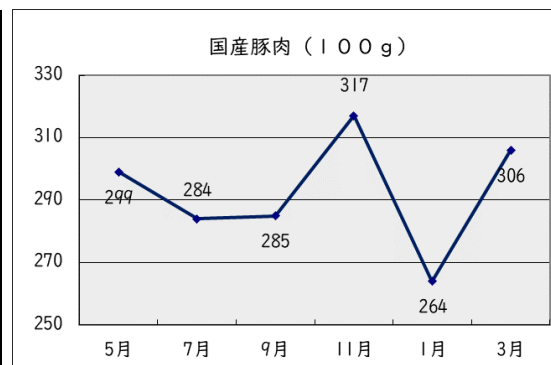
牛肉 ロース 100g

	月	平均価格	前々月比	最高価格	最低価格
R6	5月	575	98%	712	321
	7月	741	129%	1,058	429
	9月	748	101%	1,058	537
	11月	792	106%	1,382	537
R7	1月	814	103%	1,058	644
	3月	881	108%	1,058	653
	年間平均価格	759			



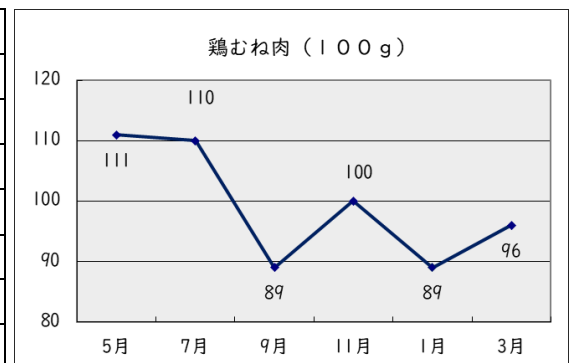
豚肉 ロース 100g

	月	平均価格	前々月比	最高価格	最低価格
R6	5月	299	105%	321	264
	7月	284	95%	321	260
	9月	285	100%	321	213
	11月	317	111%	368	278
R7	1月	264	83%	320	147
	3月	306	116%	321	280
	年間平均価格	293			



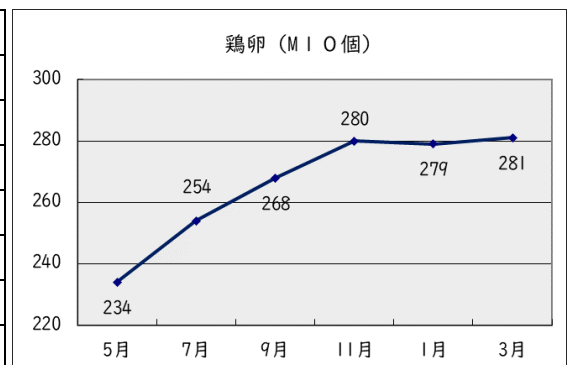
鶏肉 むね 100g

	月	平均価格	前々月比	最高価格	最低価格
R6	5月	111	106%	192	51
	7月	110	99%	135	95
	9月	89	81%	105	73
	11月	100	112%	105	84
R7	1月	89	89%	105	51
	3月	96	108%	105	68
	年間平均価格	99			



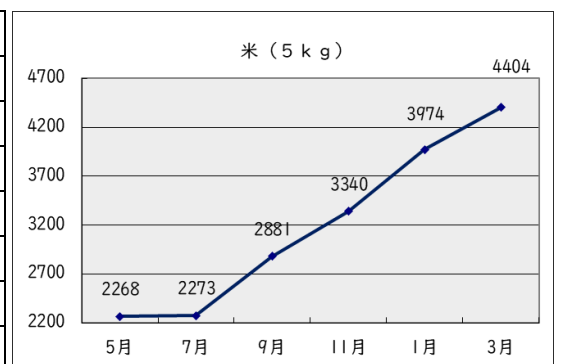
鶏卵 M10個

	月	平均価格	前々月比	最高価格	最低価格
R6	5月	234	102%	278	192
	7月	254	109%	278	235
	9月	268	106%	280	257
	11月	280	104%	297	267
R7	1月	279	100%	302	246
	3月	281	101%	311	246
	年間平均価格	266			



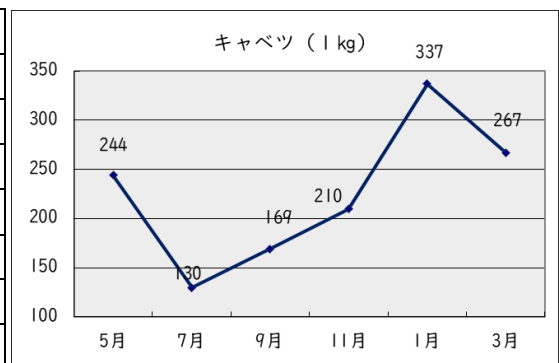
米 5kg

	月	平均価格	前々月比	最高価格	最低価格
R6	5月	2,268	99%	2,376	2,138
	7月	2,273	100%	2,462	2,030
	9月	2,881	127%	3,110	2,516
	11月	3,340	116%	3,597	3,218
R7	1月	3,974	119%	3,975	3,974
	3月	4,404	111%	4,946	4,050
	年間平均価格	3,190			



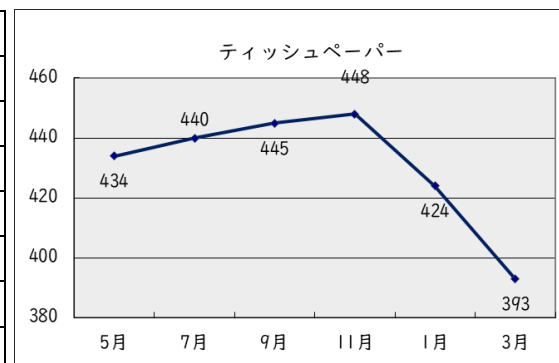
キャベツ 1 kg

	月	平均価格	前々月比	最高価格	最低価格
R6	5月	244	226%	273	214
	7月	130	53%	142	92
	9月	169	130%	214	142
	11月	210	124%	214	199
R7	1月	337	160%	358	273
	3月	267	79%	358	214
	年間平均価格	226			



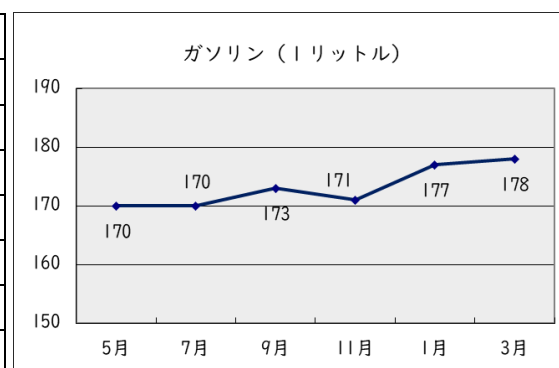
ティッシュペーパー 5箱組

	月	平均価格	前々月比	最高価格	最低価格
R6	5月	434	106%	470	382
	7月	440	101%	470	371
	9月	445	101%	525	371
	11月	448	101%	471	437
R7	1月	424	95%	526	360
	3月	393	93%	471	272
	年間平均価格	431			



ガソリン 1 リットル

	月	平均価格	前々月比	最高価格	最低価格
R6	5月	170	101%	173	169
	7月	170	100%	172	168
	9月	173	102%	176	172
	11月	171	99%	174	164
R7	1月	177	104%	181	171
	3月	178	101%	184	172
	年間平均価格	173			



[7] 立入検査

1 電気用品安全法に基づく検査

電気用品による危険・障害の発生を防止するため、「電気用品安全法」に基づき、市内で販売している指定用品について、立入検査を実施。

<令和6年度立入検査実施状況>

種 別	検査店舗数	実 施 日
特定以外：電気洗濯機ほか4品目 16点	3	R7.1.10 ・ R7.1.17
特 定：直流電源装置 5点	2	R7.1.20

※ 全品違反なし

2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく検査

液化石油ガス器具について、法令の規定に違反した粗悪な商品が陳列されることを防止し、消費者の生命及び財産の安全を確保するため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、市内で販売している器具について、立入検査を実施。

<令和6年度立入検査実施状況>

種 別	検査店舗数	実 施 日
特定以外：液化石油ガスこんろ 5点 ほか2品目	2	R6.12.2 ・ R7.1.20
特 定：液化石油ガスこんろ 4点 (カートリッジガス こんろ) ほか1品目	2	

※ 全品違反なし

3 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、消費者の利益を保護するため、「家庭用品品質表示法」の規定に基づき、市内で販売されている指定用品について、立入検査を実施。

<令和6年度立入検査実施状況>

検 査 品 目	検査店舗数	実 施 日
繊維製品 (5品目 15点)	2	R7.1.10 ・ R7.1.17 R7.1.20
合成樹脂加工品 (2品目 6点)	1	
電気機械器具 (5品目 14点)	3	
雑貨工業品 (6品目 12点)	3	

※ 全品違反なし

4 消費生活用製品安全法に基づく立入検査

消費生活用製品による消費者への危害防止及び製品の安全確保のため、「消費生活用製品安全法」の規定に基づき、市内で販売されている指定製品について、立入検査を実施。

＜令和6年度立入検査実施状況（特定製品）＞

検査品目	検査店舗数	実施日
乳幼児用ベッド	0	R7. 1. 10 R7. 1. 20
登山用ロープ	0	
乗車用ヘルメット	0	
圧力鍋・圧力がま (2点)	1	
レーザーポインター (2点)	1	
浴槽用温水循環器	0	
石油給湯機	0*	
石油ふろがま	0*	
石油ストーブ (3点)	1	
ライター (3点)	1	

※ 全品違反なし

*店頭販売をしている店舗なし

＜令和6年度立入検査実施状況（特定保守製品）＞

検査品目	取扱店舗数	実施日
屋内式ガス瞬間湯沸器	—	R6. 12. 2
屋内式ガスバーナー付ふろがま	—	
石油給湯機	1	
石油ふろがま	—	
密閉燃焼(FE)式石油温風暖房機	—	
ビルトイン式電気食器洗機	—	
浴室用電気乾燥機	—	

※ 全品違反なし

【8】消費生活相談

＜消費生活窓口の設置＞

消費生活専門相談員が相談にあたっている。また、消費生活問題に関する書籍・DVD・情報誌・リーフレット等を常設している。



【令和6年度消費生活相談概要】

◎令和6年度相談件数

令和6年度の相談件数は656件（前年度比14件減、2.1%減）で、わずかに減少傾向となった。

◎「商品一般」に関する相談が最も多い

商品・役務別の相談では、身に覚えのない荷物等、商品が特定できないものを含む「商品一般」が74件（11.3%）で最も多く、次いで「化粧品」が64件（9.8%）、「健康食品」が51件（7.8%）であった。

特定商取引法類型における販売購入形態別の相談では、多重債務など特定商取引法類型以外の区分となる「不明・無関係」の273件（41.6%）を除き、「通信販売」の相談件数が247件（37.7%）が最も多く、依然として相談件数は高水準である。次いで、「店舗購入」が50件（7.6%）、「訪問販売」が34件（5.2%）であった。

◎注意を要する高齢者

70歳以上からの相談が198件（30.2%）と最も多く、60歳及び50歳代が各106件（16.2%）と続き、60歳代以上からの相談が半数近くを占めている。訪問販売や訪問購入の相談が他の年代より多く、高齢者が狙われていることがうかがえる。また、スマートフォンの普及により通信販売や情報商材など、自ら被害を招く事態も見受けられ、多重債務の相談も後を絶たない。

認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、新居浜市消費者安全確保地域協議会と連携し、見守り活動を強化していく。

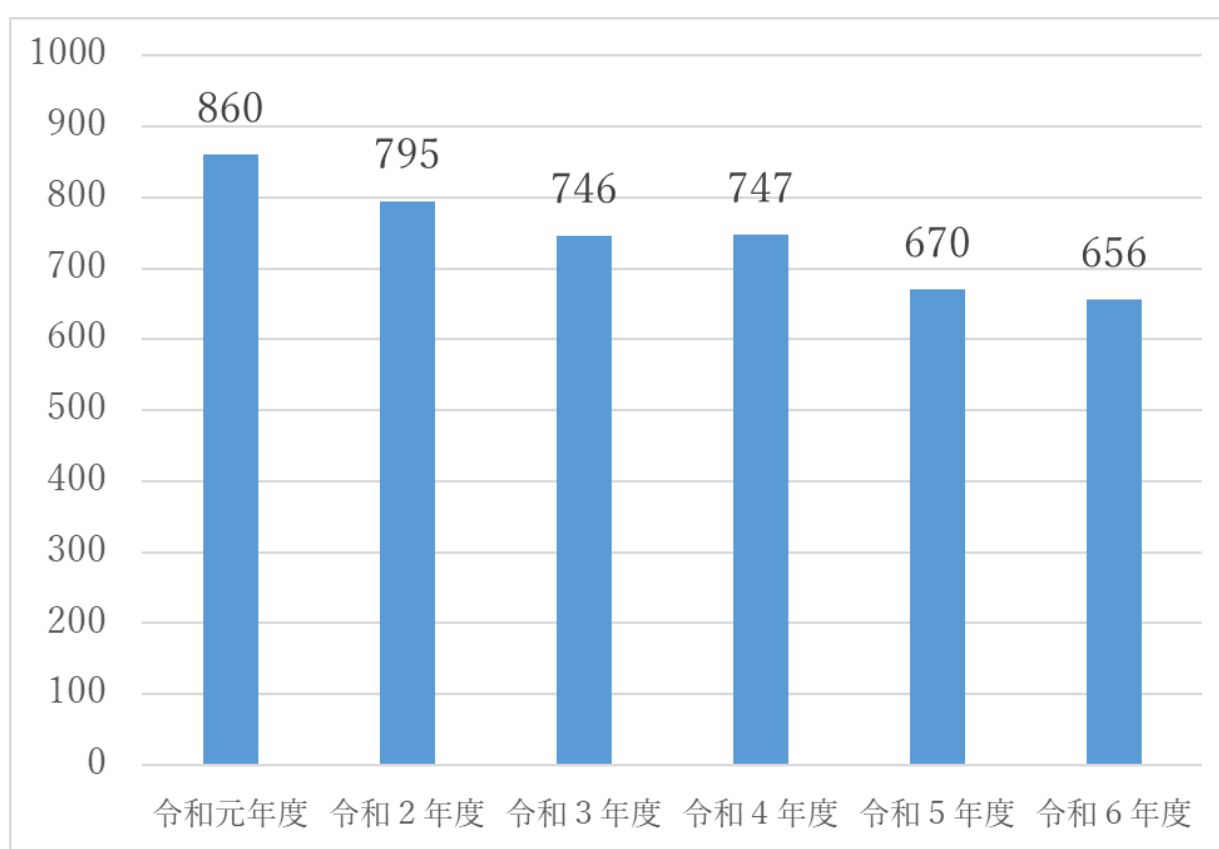
◎相談内容の契約金額、解決金額

令和6年度の消費生活相談656件の相談契約金額の総計は14,218万円で、助言等により解決に寄与した金額は5,571万円であった。

◎多重債務相談概要

多重債務に関する相談は、70歳代が最も多かったが20歳代の相談もあり、幅広い年代からの相談が寄せられている。きっかけは低収入・収入の減少が最も多く、商品・サービス購入、補償・借金肩代わりが続く。借金額は100万円未満が最も多いが、500万円以上の債務を抱える相談も2件あった。

①年度別消費生活相談件数（新居浜市消費生活センター）

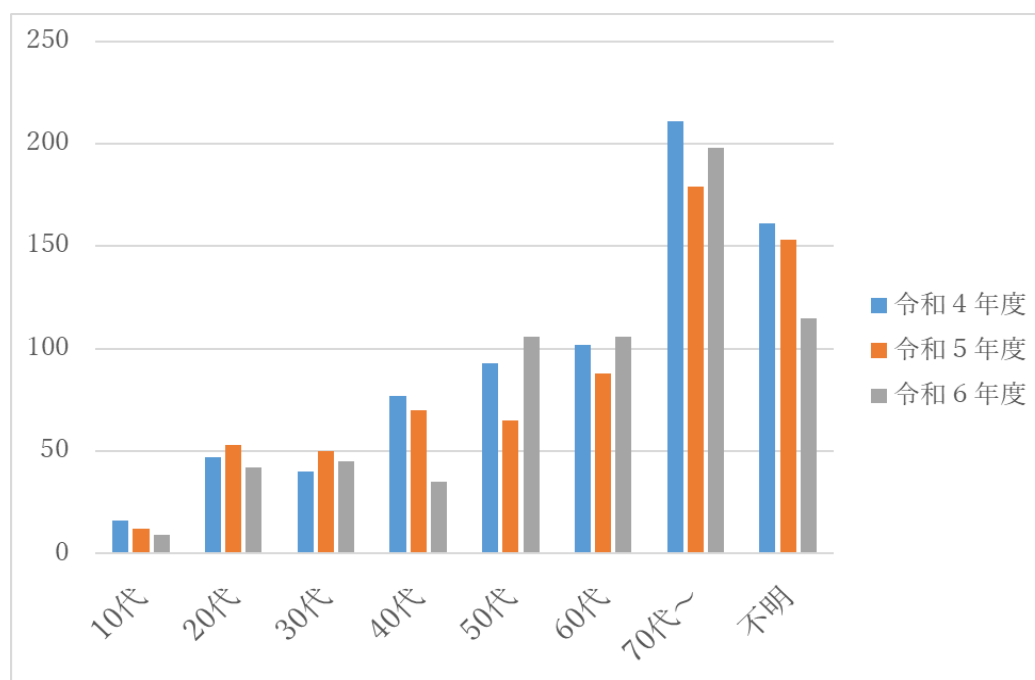


②契約者年代別相談件数

(人)

年代	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10代	16	12	9
20代	47	53	42
30代	40	50	45
40代	77	70	35
50代	93	65	106
60代	102	88	106
70代～	211	179	198
不明	161	153	115
計	747	670	656

③年代別相談件数の推移



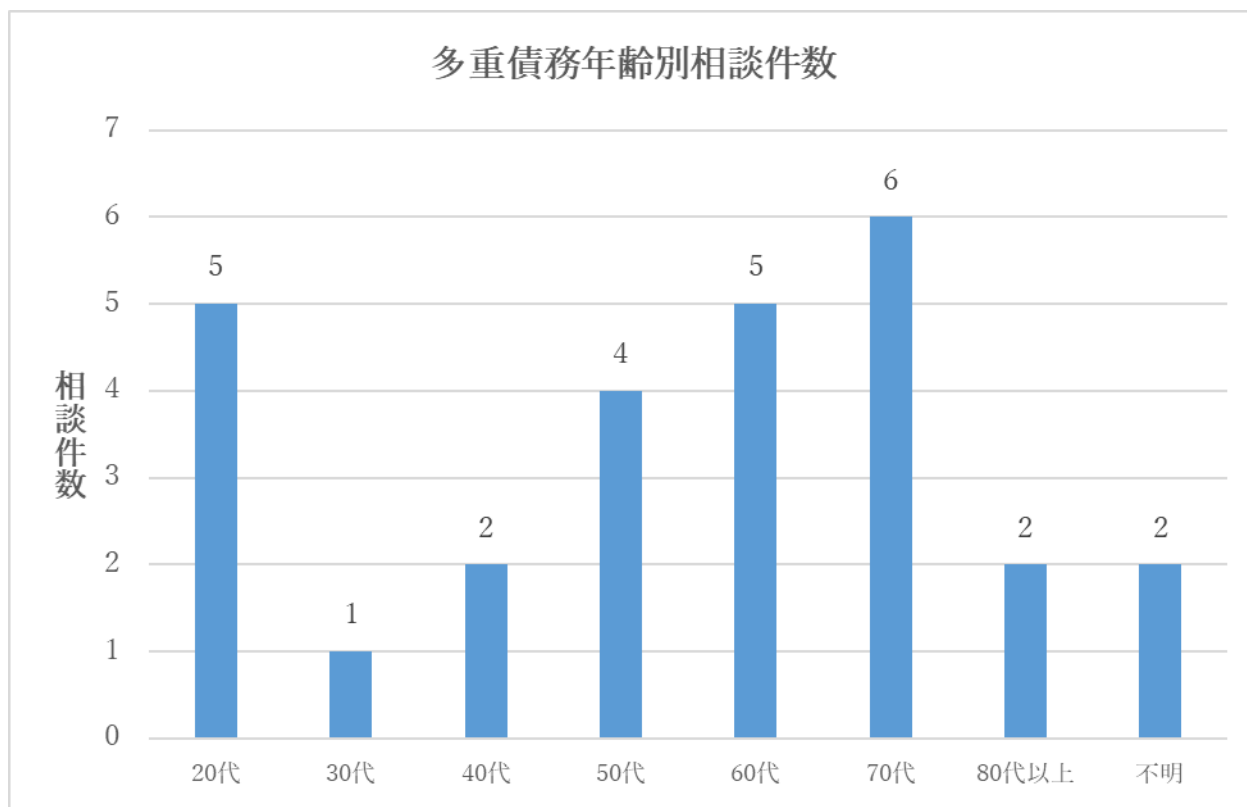
④特殊販売分類別相談件数

分類	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問販売	55	38	34
通信販売	254	226	247
マルチ・マルチまがい	1	2	4
電話勧誘販売	32	42	27
ネガティブ・オプション	3	6	10
訪問購入	13	9	9
その他無店舗販売	2	1	2

⑤商品・役務分類別相談件数

分類	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
	件数	件数	件数	
商品一般	7 5	7 3	7 4	架空請求、カード不正利用
食料品	5 5	3 5	7 1	健康食品
住居品	2 7	2 8	3 2	空調・冷暖房機器
光熱水品	1 8	9	1 1	電気、ガス、水道
被服品	3 3	3 8	4 0	洋服
保健衛生品	7 7	7 5	8 4	化粧品
教養娯楽品	6 4	5 2	5 4	新聞、パソコン
車両・乗り物	1 6	2 3	8	自動車
土地・建物・設備	2 0	2 7	1 3	賃貸、住宅設備
クリーニング	0	2	0	
レンタル・リース	2 5	2 1	1 8	レンタル・リース契約
工事・建築	2 4	1 6	1 4	住宅工事
修理・補修	7	9	7	住宅修理
金融・保険サービス	8 1	7 2	6 0	多重債務
運輸・通信サービス	6 2	4 6	3 3	インターネット通信サービス
教育サービス	2	1	2	教育サービス
教養・娯楽サービス	4 5	3 7	3 4	出会い系サイト、オンラインゲーム
保健・福祉サービス	2 9	1 7	1 6	美容
他の役務	3 5	4 1	2 9	広告掲載
内職・副業	7	1 6	1 1	情報商材・副業
その他	4 5	3 2	4 5	統計調査
計	7 4 7	6 7 0	6 5 6	

⑥多重債務契約者年齢別相談件数

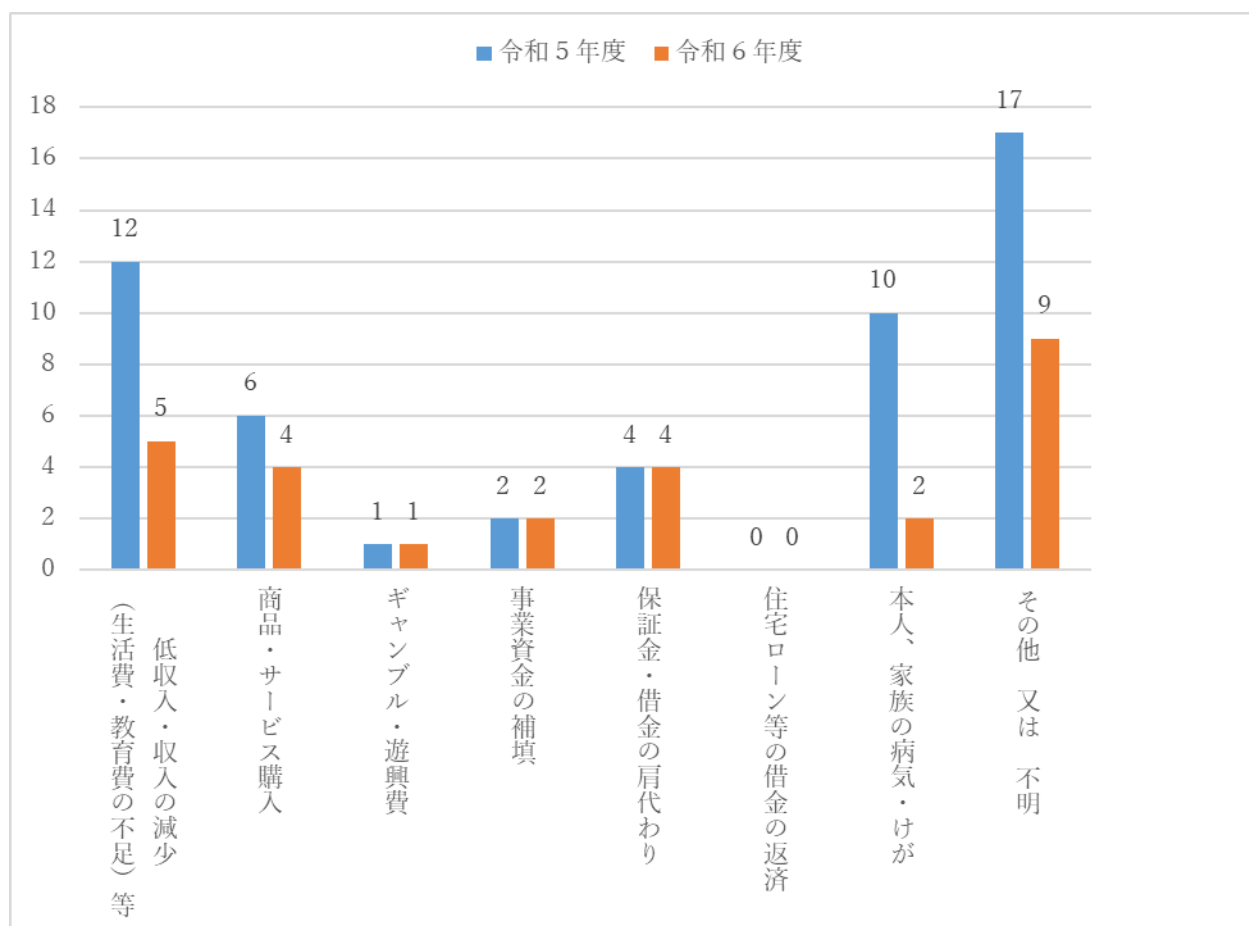


⑦多重債務契約者の抱える借金の状況

金 額	人 数 (人)
1 0 0 万円未満	1 1
1 0 0 万円以上 2 0 0 万円未満	3
2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	4
3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	2
4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	1
5 0 0 万円以上	2
不明	4
計	2 7

⑧多重債務契約者の借金をしたきっかけ (※複数回答)

き っ か け	人 数 (人)
低収入・収入の減少（生活費・教育費の不足）等	5
商品・サービス購入	4
ギャンブル・遊興費	1
事業資金の補填	2
保証金・借金の肩代わり	4
住宅ローン等の借金の返済	0
本人、家族の病気・けが	2
その他 又は 不明	9



〔9〕 出前講座（令和6年度）

日時	場所	開催者	参加 人数	テーマ
4月9日（火） 13：00～14：00	新居浜電子(株)	新居浜電子(株)	4	多重債務に 陥らないために
4月15日（月） 14：30～15：30	住友金属鉱山(株)	住友金属鉱山(株) 別子事業所	56	多重債務に 陥らないために
4月19日（金） 14：50～15：40	船木中学校	船木中学校	65	若者に多い契約トラブル
6月12日（水） 11：25～12：15	別子中学校	別子中学校	8	若者に多い契約トラブル
6月19日（水） 13：30～15：30	市民文化センター	新居浜 生涯学習大学	70	悪質商法にご用心
6月25日（火） 13：30～14：30	新居浜市役所	新居浜市 消費生活モニター	7	私たちのまわりの 消費者トラブル
7月1日（月） 13：50～14：40	大生院中学校	大生院中学校	47	私たちのまわりの 消費者トラブル
7月3日（水） 10：00～12：00	総合福祉センター	ゆいねっと新居浜	23	若者に多い契約トラブル
7月21日（日） 10：25～10：55	障がい者福祉 センター	新居浜市心身障害 者（児）団体連合会	66	悪質商法にご用心
8月20日（火） 19：50～20：40	高津公民館	新居浜市社会福祉 協議会高津支部	23	悪質商法にご用心
11月12日（火） 14：00～16：00	泉川公民館	愛媛医療生協 泉川診療所	11	悪質商法にご用心
11月14日（木） 11：00～11：45	総合福祉センター 別子山分館	新居浜市社会福祉 協議会別子山分室	7	悪質商法にご用心
12月18日（水） 9：30～11：00	高津公民館	高津公民館	8	悪質商法にご用心
1月10日（金） 17：50～18：35	新居浜西高等学校	新居浜西高等学校 定時制	41	若者に多い契約トラブル
2月26日（水） 14：00～15：30 19：00～20：30	新居浜市役所	新居浜市 民生児童委員 協議会	①48人 ②33人	悪質商法にご用心

2 情報の収集と資料の提供

[1] 市政だより掲載（令和6年度）

○「消費生活センター通信」（No. 100～104）掲載

[2] 啓発資料の配布

○啓発パンフレット「靈感商法はあなたの身近にもせまっています！」作成、配布
○くらしの豆知識2025年版の配布 ほか

[3] ホームページによる啓発

○新居浜市のホームページに消費生活関連情報を掲載

[4] P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）の活用

3 消費者団体の育成

[1] 新居浜市消費生活改善推進協議会（休止中：令和元年度）

消費者相互の連携と情報の提供及び要望、意見の交換により意識の高揚を図り、施策の基本となる事項その他必要な事項を総合的に推進し、市民のより良い消費生活の安定と向上を図るため、各種団体・消費者グループなど、市民ぐるみの消費者運動を推進している。

[2] 消費者グループ団体への支援

消費者グループ、団体が行う活動の支援や消費生活関係の資料提供など

[3] 新居浜市消費者安全確保地域協議会（令和2年8月28日設置）

消費者の利用の擁護及び増進に関連する関係機関及び団体が連携し、消費者安全確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、令和2年8月28日に設置された。

消費生活上、特に配慮を要する高齢者や障がい者に対し、行政と地域で連携を図りながら、地域で見守り活動を行い、消費者被害を未然に防ぐ。

<令和6年度協議会開催状況>

新居浜市消費者安全確保地域協議会総会

日 時 令和6年7月5日（金）10：00～11：00

場 所 新居浜市役所3階 応接会議室

新居浜市消費者安全確保地域協議会構成員研修

日 時 令和7年2月26日（水）14：00～15：30・19：00～20：30

場 所 新居浜市役所5階 大会

4 適正な計量の実施

(1) 計量行政の沿革

明治8年5月20日	メートル法条約成立
明治26年1月1日	度量衡法施行
昭和26年6月7日	計量法公布（計量記念日）
昭和34年1月1日	メートル法実施
平成4年5月	新計量法公布（S I 化、トレーサビリティの確立）
平成5年11月1日	新計量法施行（新計量記念日）
平成16年4月1日	新居浜市が計量特定市に指定され、愛媛県より計量法に関する業務が権限委譲される。

(2) 事業内容

- ① 定期検査
集合場所検査、所在場所検査、事前調査
- ② 立入検査
商品量目、特定計量器、適正計量管理事業所など
- ③ 普及・啓発

① 定期検査

適正な計量の実施を確保するため、商店・工場および病院が取引や証明行為に使用している計量器について、計量法第19条の規定に基づき計量器定期検査を実施している。



定期検査の様子



検査合格シール

令和6年度 定期検査個数 (上部・別子山地区)

	種類	検査個数	不合格数
電気式はかり		1 1 8	6
機械式はかり	手動天びん	0	0
	等比皿手動はかり	0	0
	棒はかり	0	0
	その他の手動式はかり	5	0
	ばね式指示はかり	2 9	0
	直線目盛式はかり	0	0
	手動指示併用はかり	2	1
	その他の指示はかり	0	0
	小 計	3 6	1
おもり	分銅	1 3	0
	定量おもり	0	0
	定量増おもり	3 2	0
	小 計	4 5	0
合 計		1 9 9	7

令和6年度 定期検査にかわる計量士による検査個数

	種類	検査個数	不合格数
電気式はかり		1 4 8	0
機械式はかり	手動天びん	0	0
	等比皿手動はかり	0	0
	棒はかり	0	0
	その他の手動式はかり	1 1	0
	ばね式指示はかり	1 0	0
	直線目盛式はかり	0	0
	手動指示併用はかり	0	0
	その他の指示はかり	0	0
	小 計	2 1	0
合 計		1 6 9	0

② 立入検査

◎商品量目立入検査（全国一斉量目取締り）

中 元 期 （令和6年7月）

年 末 年 始 期 （令和6年12月）

時期	店舗数	検査個数 (個)	正量		不足	
			個数	%	個数	%
中 元 期	4	200	200	100.0	0	0.0
年 末 年 始 期	4	200	195	97.5	5	2.5
合計	8	400	395	98.8	5	1.2

◎量目立入検査商品別検査結果

商品名		検査個数 (個)	正量		不足	
			個数	%	個数	%
肉類	食肉	105	105	100.0	0	0.0
	食肉の加工品	0	—	—	—	—
魚介類	魚介類	75	75	100.0	0	0.0
	魚介類の加工品	45	40	88.9	5	11.1
野菜		125	125	100.0	0	0.0
果物		0	—	—	—	—
調理食品		45	45	100.0	0	0.0
菓子類		0	—	—	—	—
その他の特定商品		5	5	100.0	0	0.0
合計		400	395	98.8	5	1.2

③ 普及・啓発

- (1) 「東予ものづくり祭 2024」に出展（11月9日～17日）
空き缶コプターの重さ当てクイズの実施（11月17日）



- (2) 計量啓発ロビー展（11月18日～11月22日）



- (3) 一日計量巡視・商品量目検査（11月29日）
消費生活モニター6名により、市内のスーパーで商品を試買し、量目検査を実施した。



(4) 計量啓発チラシ・ポスターの配布

(5) 新居浜市計量協会

会員 16事業所

新居浜市が実施する計量啓発事業に協力

計量啓発チラシ・ポスターの配布

④ 関係資料

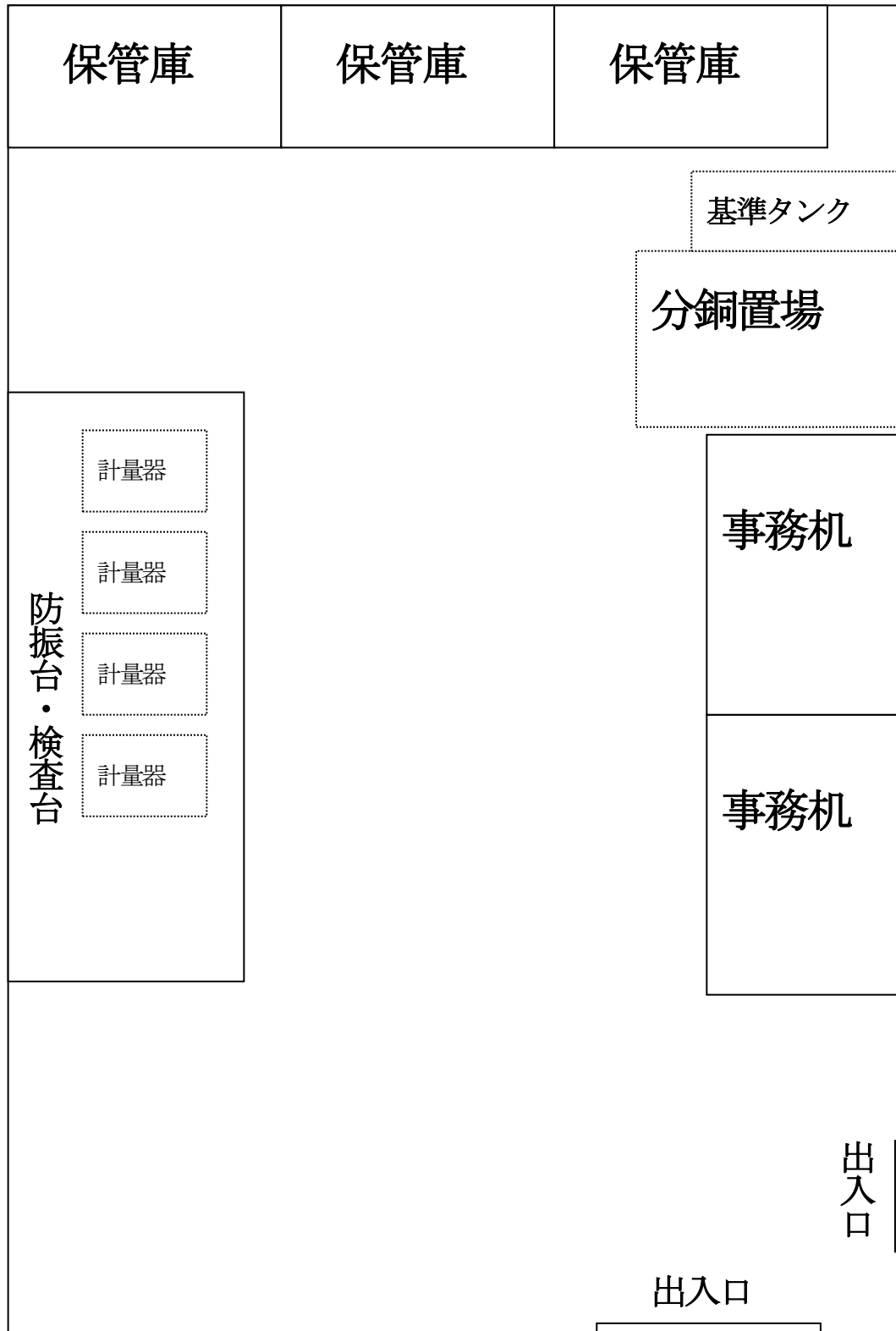
(1) 検査設備等

設備器具名		型式または能力	数量	備考
基準器	一級基準分銅 (円筒型)	1mg ~ 1kg	25	器物番号1
	二級基準分銅 (円筒型)	10mg ~ 1kg	21	器物番号1
	二級基準分銅 (円筒型)	10mg ~ 1kg	21	器物番号2
	二級基準分銅 (環付枕型)	1kg ~ 10kg	4	器物番号1
	二級基準分銅 (増しおもり型)	10g ~ 1kg	14	器物番号1
	二級基準分銅 (枕型)	500g ~ 5kg	28	器物番号1
	二級基準分銅 (枕型)	10kg	50	器物番号1
	基準タンク	5L	1	器物番号1551
	基準タンク	10L	1	器物番号1546
その他	電子てんびん	秤量220g 目量0.1g	1	
	電子てんびん	秤量1.5kg 目量0.1g	2	量目立入検査用
	電子てんびん	秤量6kg 目量1g	1	特定計量器M級
	電子てんびん	秤量5.1kg 目量10mg	1	
	電子てんびん	秤量21kg 目量50mg	1	
	定番 (ステンレス)		1	
	定番 (アルミナセラミック)		1	
	防振台		1	
	吊り下げ用フック		1	

(2) 計量検査室

場所：新居浜市水道局車庫棟内

床面積：27㎡



(3) 適正計量管理事業所

計量法第127条で、「経済産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。」と規定されています。

この指定を受けた事業所は、計量士を置き、定期的に自主検査を行うことにより都道府県又は特定市町村の行う定期検査を受けなくても良いこととされています。

新居浜市内で適正計量管理事業所の指定を受けている事業所は次のとおりです。

◎愛媛県知事指定の事業者 (37事業者)

令和7年4月1日現在

事業所名	所在地
住友化学株式会社 愛媛工場（新居浜）	新居浜市惣開町5番1号
住友化学株式会社 愛媛工場（大江）	新居浜市大江町1番1号
住友化学株式会社 愛媛工場（菊本）	新居浜市菊本町1丁目10番1号
住友共同電力株式会社 新居浜東火力発電所	新居浜市菊本町1丁目10番2号
住友共同電力株式会社 新居浜西火力発電所	新居浜市磯浦町16番5号
住友共同電力株式会社 新居浜北火力発電所	新居浜市惣開町5番1号
住友金属鉱山株式会社 別子事業所	新居浜市西原町3丁目5番3号
住友重機械工業株式会社 愛媛製造所	新居浜市惣開町5番2号
住化ポリカーボネート株式会社愛媛工場	新居浜市菊本町2丁目10番2号
住化コベストロウレタン株式会社 新居浜工場	新居浜市菊本町1丁目10番1号
住友別子病院	新居浜市王子町3番1号
日本エイアンドエル株式会社 愛媛工場	新居浜市菊本町2丁目10番2号
日本キッチン株式会社 新居浜事業所	新居浜市磯浦町17番4号
日本郵便株式会社 (事業所数24事業所)	新居浜市繁本町3番2号 他

消費生活センター通信 ⑩

送られてきたその SMS やメール、本当に信頼できる?!

有名企業などのかたって SMS (ショートメッセージサービス) やメールを送信し、パスワードやクレジットカード番号などの個人情報を詐取し、クレジットカードやキャリア決済を不正利用する「フィッシング」が多く発生しています。

<事例>

大手通販サイトからクレジットカード番号を登録し直すようにとのメールが来て、記載されていた URL をクリックし名前やカード番号などを入力した。その後、身に覚えのないカード利用がされていたことが分かった。

<アドバイス>

- ① SMS やメールに記載されている URL には安易にアクセスせず、正規のサイトやアプリからアクセスしましょう。
- ② 個人情報を入力してしまったら、パスワードや ID を変更し、クレジットカード会社、金融機関などに連絡しましょう。

問 消費生活センター ☎ 65-1206 (平日 8:30 ～ 17:00)

消費生活センター通信 ⑩

その警告画面は偽物! サポート詐欺に注意

サポート詐欺とはパソコンを使用中に突然「ウイルスに感染している」などの警告画面や警告音が出て、警告画面上に表示されている電話番号に電話をかけさせ、偽のサポートに誘導し、料金を支払わせる手口です。

<事例>

大手ソフトウェア会社名で「ウイルスに感染している」とパソコンに警告画面が出て動かなくなった。表示された電話番号に電話をすると「遠隔操作で復旧させるのにサポート契約が必要。コンビニで8万円のプリペイド型電子マネーを購入し支払うように」と言われた。

<アドバイス>

- ① パソコンに突然警告画面や警告音が出て、画面に表示された電話番号には絶対に電話しないでください。
- ② 警告画面の消去方法などの技術的な相談については、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談ください。
※ 情報セキュリティ安心相談窓口 ☎ 03-5978-7509 (10:00 ～ 12:00、13:30 ～ 17:00 土日祝日・年末年始除く)

問 消費生活センター ☎ 65-1206 (平日 8:30 ～ 17:00)

消費生活センター通信 ⑩

電熱ウェアの異常発熱に注意

電熱ウェアとは、ブルゾンやベストなどの衣服に電熱線による発熱体を内蔵させた商品です。誤った取り扱いをすると異常発熱し、衣服が焦げたり、やけどをしたりする危険性がありますので気を付けましょう。

<事例>

- ・ブルゾン型の電熱ウェアをパジャマの上に着用していたら、パジャマが焦げてしまった。
- ・ベスト型の電熱ウェアを着用時、首の辺りが熱いと感じ、襟を触ったところ指をやけどして水膨れになった。襟部が溶け穴が空いていた。

<アドバイス>

- ・電熱ウェア内部の電線に負荷をかけないなど、丁寧に扱い、異常を感じたらすぐに使用を中止しましょう。
- ・取扱説明書や本体の注意表示をよく読み、理解してから使用しましょう。
- ・製造元や販売元、仕様が明示された商品を購入しましょう。

問 消費生活センター ☎ 65-1206 (平日 8:30 ~ 17:00)

消費生活センター通信 ⑪

特殊詐欺被害に遭わないために

特殊詐欺とは、犯人が電話などで公共機関の職員などを名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ犯人の口座に送金させたりする犯罪のことです。市内でも特殊詐欺と思われる電話が確認されていますので、注意しましょう。

<対策方法>

- ・知らない番号や非通知の電話は出ない、折り返しの電話もしない
 - ・留守番電話機能を設定しておく
 - ・自動音声ガイダンスなど身に覚えのない話は無視する
 - ・他人に個人情報や暗証番号を教えない
 - ・他人に現金やキャッシュカード、通帳を渡さない
- 不安を感じたら一人で判断せずにご相談ください。

警察相談専用窓口 # 9110

消費者ホットライン 188 (局番なし)

問 消費生活センター ☎ 65-1206 (平日 8:30 ~ 17:00)

消費生活センター通信 ⑩

契約は慌てないで慎重に

成年年齢（18 歳）に達すると、自分の意思で様々な契約をすることができるようになります。内容を十分理解してから契約する習慣を身につけ、トラブルを防ぎましょう。

＜事例＞広告を見て無料カウンセリングだけのつもりで店舗に行くと個室に案内され、コース契約の説明が始まった。高額だったが1カ月1万円なら支払えない金額ではないと思い、ローンを組んで契約してしまった。

＜アドバイス＞

- ①本当に今必要な契約か、長期間支払い続けられるのか慎重に検討しましょう。
- ②「割引は今日だけ」とせかされたり、強引に契約を迫られたりしてもその場で安易に契約せず、金額などに不安がある場合はきっぱりと断りましょう。
- ③長期間にわたる契約の場合、中途解約や返金の条件も確認しましょう。

問 消費生活センター ☎ 65-1206（平日 8:30 ～ 17:00）

2 新居浜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、新居浜市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理について必要な事項を定めるものとする。

(位置等)

第2条 消費生活センターの位置は、新居浜市一宮町一丁目5番1号とする。

2 市長は、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間を公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する所長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3 新居浜市消費生活モニター設置要綱

(目的)

第1条 市民の消費生活の向上と安定を図るため、消費者から直接意見を聴取し要望、苦情等の情報を把握して、市民生活に直結した消費者行政を推進するため、新居浜市消費生活モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(定数)

第2条 モニターの定数は、50人以内とする。

(任期)

第3条 モニターの任期は、2年とする。

(委嘱)

第4条 モニターは次の各号に該当し、消費者問題に強い関心を有する者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市内に在住する18歳以上の人
- (2) 商品の製造及び販売に直接関係のない人
- (3) 日常の買物等の家計にたずさわっている人
- (4) 国及び地方公共団体の職員でない人
- (5) 市の行う研修等に出席可能な人
- (6) 市の審議会等の委員となっていない人

(募集・選考方法)

第5条 モニターの募集、選考方法は次のとおりとする。

- (1) 一般からの公募
- (2) 地域、年齢等の偏重をさける

(職 務)

第6条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 物価調査動向
- (2) アンケートの調査
- (3) 会議、懇談会等への出席
- (4) 生活展、移動展への協力
- (5) 商品の品質、量目、価格および食品の衛生問題等消費生活に関する意見、要望、苦情等の提出
- (6) その他消費者保護行政推進に必要と認められる調査事項の報告

(その他)

第7条 モニターについての事務は、消費生活担当課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和47年7月17日から実施する。

一部改正 平成2年2月1日

一部改正 平成14年3月1日

一部改正 平成15年4月1日

一部改正 平成17年4月1日

4 新居浜市消費生活改善推進協議会要領

第1条 目的

消費者相互の連携と情報の提供及び要望、意見の交換により意識の高揚を図り、施策の基本となる事項、その他必要な事項を総合的に推進し、よりよい市民消費生活の安定と向上を図るため市民総ぐるみの推進を展開する。

第2条 名称

第1条の目的を達成するため新居浜市消費生活改善推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第3条 協議会の任務

協議会は次の事項を推進する。

- (1) 消費者に対する啓発及び教育に関すること
- (2) 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見交換に関すること
- (3) その他消費生活に関する事項

第4条 組織

協議会は次の機関、団体より団体の推薦を受け選出されたものによって組織する。

- (1) 新居浜市
- (2) 新居浜市連合自治会
- (3) 新居浜市連合婦人会
- (4) 社団法人新居浜青年会議所
- (5) 新居浜市PTA連合会
- (6) 新居浜市公民館連絡協議会
- (7) 新居浜市日曜市をすすめる会
- (8) 新居浜市自然農園を育てる会
- (9) 新居浜市農業協同組合女性部
- (10) 新居浜市食生活改善推進協議会
- (11) にいはま消費者友の会
- (12) グループさつき生活学校
- (13) 新日本婦人の会
- (14) 新居浜くらしの会
- (15) 新居浜環境カウンセラー交流会
- (16) にいはま環境市民会議
- (17) 学識経験者

2 協議会の円滑な運営を図るため関係者を必要に応じて参加させることができる。

第5条 役員

協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1 人 |
| 副会長 | 1 人 |

2 会長及び副会長は協議会で互選する。

第6条 役員の任務

協議会は会長が招集し、会議の議長となり会務を主宰する。

2 副会長は会長を補佐し、その職務を代理する。

第7条 役員の任期

役員の任期は2年とし、再任を防げない。

第8条 会議

協議会の必要に応じて会長が招集する。

2 協議会に付議する事項は次のとおりとする。

(1) 事業の計画及び報告

(2) 役員の改選

(3) その他

第9条 事務所

協議会の事務所は新居浜市役所消費者行政担当課内に置く。

附則

この会は、昭和55年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年5月9日から施行する。

附則

この要領は、平成22年7月26日から施行する。

5 自立する消費者学習講座開設要綱

(目的)

第1条 市民の消費生活の向上と安定を図るため、消費者自らが学習内容を選択できる学習講座を開設することにより、自立し、主体性を持った消費者の育成を図る。

(対象者)

第2条 新居浜市内に在住する人で構成する団体または個人とする。

(参加人員)

第3条 1回の開催人員は、原則として20人から40人程度とする。

ただし、事業内容によっては、この限りではない。

(講師)

第4条 講師は、消費生活担当課と協議して受講者自らが決定することができる。

(開催回数)

第5条 開催回数は、年間6回程度とする。

(開催場所)

第6条 開催場所は、ウイメンズプラザとする。

ただし、都合により変更する場合がある。

(受講料)

第7条 受講料は、無料とする。

ただし、教材費については実費徴収する。

(経費)

第8条 講師招へい経費など講座開設に必要な経費については、予算の範囲内で新居浜市が負担することができる。

(申込方法)

第9条 申込は、はがきまたは電話で住所、氏名（団体は団体名、代表者名、参加人数）、電話番号、受講内容、希望年月日を消費生活担当課へ連絡する。

(申込期限)

第10条 毎年4月1日から6月30日までとする。

(参加者の決定)

第11条 申込者の中から、消費生活担当課が選考して決定する。

(意見・要望)

第12条 講座を終了した後、参加者は、意見、感想、要望等を提出すること。

(その他)

第13条 講座開設に関する事務は、消費生活担当課において処理する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

一部改正 平成15年4月1日

廃 止 令和6年9月30日

6 新居浜市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費者の利益の擁護及び増進に関連する関係機関及び団体が連携し、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、新居浜市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、情報を交換し、協議を行う。

- (1) 消費者安全の確保のための取組
- (2) 消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等に必要な取組
- (3) その他消費者被害の防止のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会の構成機関（以下「構成機関」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 構成機関には、別表に定めるもののほか、協議会の設置の趣旨に賛同する機関等を加えることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、消費者行政担当課長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

(秘密保持義務)

第6条 構成機関（第3条第2項の機関等を含む。）の構成員は、協議会の会議等において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、新居浜市消費生活センターで処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

別表（第3条関係）

新居浜市民生児童委員協議会
新居浜市社会福祉協議会
新居浜市中心身障害者（児）団体連合会
新居浜金融協会
日本郵便株式会社新居浜郵便局
新居浜警察署生活安全課
新居浜市福祉部地域福祉課
新居浜市福祉部介護福祉課
新居浜市地域包括支援センター
新居浜市消費生活センター

7 消費者の権利

4つの権利

昭和37年（1962年）アメリカのケネディ大統領は「消費者の利益保護に関する大統領教書」のなかで、消費者には「4つの権利」があり、消費者の利益を高めることが国の義務であることを宣言しました。

1. 安全を求める権利

健康・生命に有害な商品・役務から保護される権利

2. 知らされる権利

商品・役務の選択をあやまらせる情報・広告・宣伝・表示・商習慣から保護され、確かな情報や事実を知らされる権利

3. 選ぶ権利

競争的価格で、商品・役務を安心して自由に選ぶ権利、ただし競争がなく政府規制が代行するような産業では、公正な価格で満足すべき品質・サービスが保証されていて、良いものを選ぶ権利

4. 意見を聞いてもらう権利

政府のあらゆる政策について、消費者保護が配慮され、行政裁判に当たっては、公正・迅速な取り扱いが保証されるよう、消費者の意見が聞き入れられる権利

5つの権利

5. 消費者教育を受ける権利

昭和50年（1975年）にフォード大統領によって「消費者教育を受ける権利」が加えられ、「5つの権利」として提唱されました。

8つの権利

さらに昭和58年（1983年）国際消費者機構（IOCU）が「8つの権利」を策定しました。新たに加わった3つの権利は次のとおりです。

6. 救済を受ける権利

インチキや見掛け倒しの商品・サービスを購入させられた場合に消費者が救済を受ける権利

7. 健康な環境を求める権利

脅威にさらされることなく、危険でない環境で生活し、働くことができる権利

8. 基本的権利

世界中の人々が皆豊かでなく、特に発展途上国では、その日の食物にもこと欠く多数の消費者の存在が保証されるような基本的物質（米・麦など）や医療・教育などのサービスが得られる権利

(平成21年度～)

◎消費者行政活性化の方針

諸外国からの規制緩和、IT、国際化の進展、ライフスタイルの変化等、消費者をとりまく社会経済情勢が変化する中であって、真に豊かさが享受できる「生活大国」づくりを推進することが重要である。一方、最近では、食品表示の偽装、製品事故、事故米の不正転売など、食や製品の安全が大きな社会問題となっており、また、温室効果ガスの増加による地球温暖化、高齢者や若者を狙った悪質商法の増加や振り込め詐欺の巧妙化、金融トラブル等消費者問題は複雑多様化し、市民生活の極めて身近なところで起こっている。

このため、消費者被害の未然防止と被害にあったときの解決に向け、消費生活相談体制の充実・強化が急務となっている。また、相談には各種の法律相談等専門知識を必要とされる状況となっているため、消費生活相談員及び担当行政職員の研修体制の整備や消費生活センターとして機能強化により相談体制を充実させることにより、「困ったときには頼りになる新居浜市」、「安全に安心して暮らせる社会」の実現を図っていく。

そのために、消費者の視点にたち、消費生活の安定と向上を目指して、「消費生活相談体制及び消費者被害救済の強化」「関係機関、消費者団体等、地域との連携強化」「消費者啓発・消費者自立支援策の充実」「消費生活の安全・安心の確保」「情報提供の充実・消費者意見の反映」に努めていく。

◎取り組む施策・目標

【1 消費生活相談体制及び消費者被害救済の強化】

消費生活相談体制の充実と苦情相談情報の活用に基づく消費者被害の未然防止・拡大防止や早期救済に向けた取り組みを行い、消費生活の安全・安心を目指す。

(1) 消費生活相談窓口機能を拡充、強化し新居浜市消費生活センターへ名称変更

(平成22年度より)

- ・相談室を1室から2室
- ・執務室を拡充
- ・消費生活ライブラリーの設置
- ・消費者行政専従担当職員配置
- ・消費生活相談員増員

(2) 担当行政職員及び相談員の研修参加によるレベルアップ

消費生活相談員や担当行政職員の研修強化及び資格取得推進による知識の向上及び相談対応能力の向上

(3) 弁護士による法律相談の活用

(令和6年4月より)

消費生活相談のうち、法律専門家の知見が必要な場合には、原則月4回実施している法律相談と連携し、問題解決に取り組んでいる。

(4) 消費生活相談員による迅速、適切な助言、斡旋

相談員の専門知識及び相談対応能力の向上により迅速、適切な助言あっせんを行うことにより、市民の安心、安全を守り、消費生活に関し困ったときには頼りになる市役所づくりに取り組む。

(5) P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム) の活用

P I O - N E Tにより全国の消費生活に関する情報の共有を図り、消費生活相談への支援、啓発等消費者施策に有効活用していく。

【2 関係機関、消費者団体等、地域との連携強化】

市関係課所・地域・関係機関等とのネットワークの形成や法律の専門家等との連携により、消費者被害の未然防止、多重債務解決や新たな消費者問題の対応に当たる。

（1）関係機関との連携強化（消費者のための見守りネットワーク）

市関係課所（福祉担当課、他の相談窓口等）、関係団体（警察、自治会、民生児童委員協議会、老人クラブ、学校、消費者団体等）によるネットワークを構築し、市民、地域との協働による連携を強化する。

（2）消費者問題の解決

弁護士、法テラスなど法律の専門家及び機関と連携し、多重債務をはじめとする消費者問題の解決を図る。

【3 消費者啓発・消費者自立支援策の充実】

消費者が主体的に判断し、行動するために消費者教育や消費者の自立支援をすすめる施策を拡充する。

（1）出前講座等による啓発の強化

高齢者や若年層など幅広い世代に対し、効果の高い講座を工夫する際、啓発の強化を図る。

（2）消費生活相談窓口案内及び悪質商法防止啓発ポスター、チラシ、啓発グッズ等の作成、配布

消費生活相談窓口の案内、悪質商法防止啓発ポスター、チラシ、啓発グッズ等を作成し、関係機関と連携し配布、啓発を図る。

（3）消費生活モニター会議における消費者教育の充実

消費生活モニター会議においても、自立する消費者となるために必要な学習機会の充実を図る。

（4）みんなの消費生活展の充実

市内消費者団体や各種団体等が参加するみんなの消費生活展について、内容の充実を図り、様々な視点から消費者啓発を行う。（昭和48年度～平成29年度まで開催）

【4 消費生活の安全・安心の確保】

市民が安全で安心できる暮らしを実現するため、食品、生活用品など衣食住をはじめとする商品、サービスの安全・安心を確保するための施策に取り組む。

（１）食品や生活用品の安全性への取り組み

食品や生活用品に関する啓発チラシの作成、食品や生活用品の安全に関する講座を開催する。

（２）生活用品販売事業者への監視

消費生活用製品安全法、家庭用品表示法、電気用品安全法に基づく立入検査を実施し、生活用品、電気用品の安全・安心を確保する。

（３）適正計量取引の確保

特定計量器の定期検査、量目立入検査等の実施により適正計量取引の確保を図る。

【5 情報提供の充実・消費者意見の反映】

最新の消費者情報や危害危険情報を提供、周知を図るとともに、消費者の意見、要望を把握し、消費者の意向を反映した消費者行政を図る。

（１）様々な広報媒体を活用した情報提供

ホームページ、市政だより、メルマガ等、様々な広報媒体を活用した消費者情報の提供の充実に努める。

（２）消費者意見の反映

消費生活モニター、新居浜市消費生活改善推進協議会等により消費者意見を把握し、消費者行政に活かしていく。

◎消費生活相談員の処遇改善

- ・研修支援によるレベルアップの支援
- ・参考図書等の購入
- ・消費者行政専従担当職員によるフォローアップ
- ・報酬の引き上げ
- ・有給休暇制度

9 新居浜市の消費生活

年月	新居浜市	国内
昭和 43 年	労働消費生活課設置	5 月 消費者保護基本法公布
昭和 47 年		食品衛生法改正・景品表示法改正
	7 月 消費生活モニター発足	6 月 第一次石油ショック
	12 月 消費生活モニターで青空市開催	11 月 狂乱物価パニック
昭和 48 年		安全三法制定 ・消費生活用製品安全法 ・化学物質の審査及び製造等の記載に関する法律 ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
	7 月 青空市に県補助金 (27,000 円)	4 月 県青空市 5 か所開催
	12 月 第 1 回消費者のつどい開催	11 月 厚生省がサッカリン使用基準の改正告示
昭和 49 年	3 月 第 1 回くらしを守る生活展開催 第 1 回青空市開催	
	12 月 第 2 回消費者のつどい開催	5 月 神戸市民のくらしをまもる条例公布
昭和 50 年	3 月 自然農園開園 ・青空市が日曜市に発展 ・日曜市をすすめる会発足	9 月 厚生省が A F 2 を使用禁止
	7 月 第 3 回消費者のつどい開催	5 月 食品衛生法調査会がサッカリンの暫定使用基準を緩和
	9 月 日曜市の市補助金 (500,000 円)	訪問販売等に関する法律制定
昭和 51 年	3 月 第 2 回くらしを守る生活展開催 くらしの情報を発刊	
	4 月 消費生活相談事務開始	
	12 月 自然農園に県補助金開始	
昭和 52 年	第 4 回消費者のつどい開催	3 月 独占禁止法改正
	11 月 第 1 回市民のつどい開催 (第 5 回消費者のつどい)	6 月 訪問販売等に関する法律公布
昭和 53 年	3 月 第 3 回くらしを守る生活展開催	無限連鎖講の防止に関する法律制定
	9 月 米消費拡大事業	5 月 第 1 回消費者の日
	11 月 第 1 回自然農園収穫祭開催	

昭和 54 年	4 月	家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査、電気用品販売事業者立入検査（知事の権限委譲から）	10 月 滋賀県が琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例公布
	5 月	苦情相談窓口設置 第 6 回消費者のつどい開催	
	9 月	自然農園を育てる会発足	
昭和 55 年	3 月	第 4 回くらしを守る生活展開催	
	4 月	消費生活相談員設置	
	5 月	第 7 回消費者のつどい開催	
	6 月	物価モニター制度（25 名）発足	
	7 月	くらしの移動講座開設	
	8 月	新居浜市消費生活改善推進協議会発足 （第 4 回市民のつどいから、主催は市と新居浜市消費生活改善推進協議会に）	
昭和 56 年	3 月	第 5 回みんなの消費生活展開催	海外商品市場における先物取引の受託に関する法律制定
	4 月	消費者研究大会開催	
	5 月	第 8 回消費者のつどい開催	
	7 月	太陽熱温水器設置補助金交付要綱 第 9 回消費者のつどい開催	
昭和 57 年	5 月	子どもの健康を考える市民のつどい 消費者の日記念行事で苦情相談広場開催 第 10 回消費者のつどい開催	
昭和 58 年	2 月	第 11 回消費者のつどい開催	貸金業の規制等に関する法律制定
	4 月	くらしの情報を市政だよりで掲載（年 2 回）	
	6 月	消費者研究大会開催 第 12 回消費者のつどい開催	
	12 月	くらしの窓創刊	
昭和 59 年	2 月	第 13 回消費者のつどい開催	
	3 月	第 6 回みんなの消費生活展開催	
	5 月	第 14 回消費者のつどい開催	
昭和 60 年	2 月	第 15 回消費者のつどい	海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の改正
	5 月	第 16 回消費者のつどい	
昭和 61 年	3 月	第 7 回みんなの消費生活展開催	
	5 月	第 17 回消費者のつどい開催	
昭和 62 年	5 月	第 18 回消費者のつどい開催	
	11 月	第 8 回みんなの消費生活展開催	
			◎豊田商事事件
			抵当証券業の規制等に関する法律の改正
			無限連鎖講の防止に関する法律の改正
			宅建業法の改正
			訪問販売法の改正

平成元年	5月	第20回消費者のつどい開催	前払式証票の規制等に関する法律の制定
平成2年	2月	第9回みんなの消費生活展開催	
	4月	自立する消費者学習講座設置要綱制定	
	5月	第21回消費者のつどい開催	
平成3年	5月	第22回消費者のつどい開催	
平成4年	2月	第10回みんなの消費生活展開催	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の制定
	5月	第23回消費者のつどい開催	
平成5年	6月	第24回消費者のつどい開催	
平成6年	2月	第11回みんなの消費生活展開催	製造物責任法制定
	5月	第25回消費者のつどい開催	不動産特定共同事業法制定
平成7年			阪神淡路大震災
			食品衛生法改正・保険業法改正
			旅行業法改正・宅建業法改正
平成8年	2月	第12回みんなの消費生活展開催	訪問販売法改正
			◎O-157による食中毒事件
	10月	第26回消費者のつどい開催	
平成9年	11月	第13回みんなの消費生活展開催	
平成10年	5月	第27回消費者のつどい開催	
平成11年	11月	第14回みんなの消費生活展開催	金融システム改革法改正
			訪問販売法改正
			住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定
			農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の制定
平成12年	3月	物価調査員制度廃止	
		消費生活モニターに統合	
	5月	第28回消費者のつどい開催	
	11月	第29回消費者のつどい開催	◎雪印乳業食中毒事件
平成13年			4月 消費者契約法施行・家電リサイクル法施行
			6月 特定商取引に関する法律改正（旧訪問販売法）
			◎BSE(狂牛病)に感染した牛が国内で発見される
			◎食品の偽装表示が相次いで発覚
			◎無許可食品添加物の使用発覚
	11月	第15回みんなの消費生活展開催	12月 電子消費者契約法施行
平成14年			6月 改正JAS法成立（違反業者の公表・罰則強化）
			7月 改正食品衛生法成立（輸入野菜の規制強化）
	11月	第30回消費者のつどい開催	
平成15年			◎ヤミ金融等の金融問題が社会問題化
			9月 ヤミ金融対策法施行
			◎情報料・債権不当請求激増
			12月 ◎米国BSE発生・米国産牛肉輸入停止
平成16年	1月	第16回みんなの消費生活展開催	1月 ◎国内で鳥インフルエンザ発生

平成 17 年	4 月	計量法に基づく特定市に指定	4 月	消費税総額表示方式開始
	9 月	第 3 1 回消費者のつどい開催		◎台風、地震により全国各地で被害 (新居浜市も大雨による大きな被害)
平成 18 年			11 月	特定商取引法改正 ・行政規制の強化と民事ルールの整備 ◎振込め詐欺の被害激増
	1 月	第 1 7 回みんなの消費生活展開催	4 月	個人情報保護法施行・ペイオフ全面解禁 ◎訪問販売によるリフォーム工事詐欺増加
平成 19 年	3 月	第 3 2 回消費者のつどい開催	4 月	公益通報者保護法施行 ◎ガス瞬間湯沸器シュレッター等の製品事故が相次ぐ
平成 20 年	3 月	第 1 8 回みんなの消費生活展開催		◎賞味期限切れ等偽装表示相次ぐ
	4 月	PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) の導入		◎原油価格高騰 ◎市役所の名を騙る還付金詐欺が相次ぐ
平成 21 年				こんにゃく入りゼリーで死亡事故発生 ◎事故米を食用に不正転売
	2 月	第 3 3 回消費者のつどい開催	4 月	長期使用製品安全点検・表示制度の開始 ◎国内で新型インフルエンザ大流行
平成 22 年			5 月	消費者安全法施行
	10 月	多重債務無料法律相談を開始	9 月	消費者庁発足
平成 22 年	1 月	第 1 9 回みんなの消費生活展開催	12 月	改正特定商取引法・割賦販売法の施行 消費者ホットライン運用開始
	4 月	消費生活相談窓口を拡充して「消費生活センター」に名称変更		
平成 23 年	11 月	第 1 回食の安全セミナー開催	6 月	改正貸金業法安全施行 ◎投資に関するトラブル急増、未公開株・社債 や外国通貨取引も
	1 月	第 3 4 回消費者のつどい開催		
	2 月	第 2 回食の安全セミナー開催	3 月	東日本大震災発生 震災に関する悪質商法 1 1 0 番開設 (4 か月) 放射性物質に関する不安が広がる
			4 月	ユッケによる集団食中毒事件発生
			5 月	旧茶のしずく石鹼、小麦アレルギー、重篤な症例も ◎悪質マンション勧誘、貴金属等の訪問買い取り規制強化へ

平成24年	1月	第20回みんなの消費生活展開催	安愚楽牧場（和牛預託オーナー制度）が倒産
	2月	第3回食の安全セミナー開催	
	11月	第35回消費者のつどい開催 「食品と放射能について今考えよう」	6月 東京スカイツリー完成 7月 厚生労働省が牛生レバーの販売・提供を禁止 12月 消費者教育推進法成立
平成25年	1月	第4回食の安全セミナー開催	2月 貴金属訪問購入の規則強化（特定商取引法の改正）
平成26年	1月	第21回みんなの消費生活展開催	6月 改正消費者安全法成立
	12月	第36回消費者のつどい開催 「我が国の食品ロス削減とフードバンク活動の展開」	7月 市役所・銀行員の名を騙る還付金詐欺が相次ぐ
平成27年			5月 日本年金機構より大量の個人情報流出 10月 マイナンバー通知が開始
平成28年	1月	第22回みんなの消費生活展開催	4月 改正消費者安全法施行 電力小売りの全面自由化が開始 三菱自動車、燃費改ざん発覚 熊本地震発生 熊本地震消費者トラブル110番開設（3か月） 地震に便乗した不審な電話や訪問が相次ぐ
	4月	新居浜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定	
	12月	第37回消費者のつどい開催 「心豊かに生きる～人生の生活設計～」	6月 改正特定商取引法成立 ・指定権利制度の見直し、電話勧誘販売への過量販売規制、執行体制の強化など 消費者契約法の一部改正 ・契約の取り消しと契約条項の無効等を規定
平成29年			5月 改正民法（債権法改正）成立
平成30年	1月	第23回みんなの消費生活展開催	12月 改正特定商取引法施行
			4月 改正宅地建物取引業法施行 6月 改正民法（成年年齢引き下げ）成立 改正消費者契約法公布 改正医療法施行 大阪府北部地震発生 7月 西日本豪雨災害発生

令和元年	9月	消費者学習講座 「将来に備えたライフプラン」	9月	北海道胆振東部地震発生
			5月	「令和」に改元
令和2年	8月	新居浜市消費者安全確保地域協議会設置	10月	消費税率が8%から10%に
			4月	改正民法施行 緊急事態宣言特別定額給付金支給
令和3年	5月	特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金 開始	5月	アベノマスク配布
令和4年			6月	改正預託等取引に関する法律
令和5年			9月	デジタル庁始動
			4月	改正民法（成年年齢引き下げ）施行
			6月	改正消費者契約法（契約取消事由の拡充）施行 改正特定商取引法（契約書面等の電子交付）施行
令和6年	3月	特殊詐欺対策電話機等設置支援事業補助金 終了	1月	能登半島地震
	9月	自立する消費者学習講座開設要綱廃止	7月	新紙幣発行
			8月	宮崎日向灘地震・南海トラフ地震臨時情報発表